

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく権限移譲</p> <p>① 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造許可等に係る事務 〔移譲先（松山市）の追加〕</p> <p>② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務 〔移譲先（松山市）の追加〕</p> <p>③ 土地区画整理法に基づく個人・組合が施行する土地区画整理事業の施行の認可に係る事務 〔移譲先（八幡浜市）の追加〕</p> <p>④ 都市再開発法に基づく再開発事業計画の認定等に係る事務 〔移譲先（八幡浜市）の追加〕</p> <p>2 法改正に伴う規定の整備</p> <p>① 医療法の一部改正に伴う改正 法律改正により新たに生じた事務の移譲、条項ずれに伴う所要の改正</p> <p>② 農業協同組合法の一部改正に伴う改正 法律改正により新たに生じた事務の移譲に伴う所要の改正</p>	
施行日	平成29年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	